

# 改行削除ツール（日本国特許庁 通知書類用）の使い方

## 1. はじめに

J-PlatPatで特許を検索すると、その経過情報の一つとして、拒絶理由通知書を始めとする特許庁からの通知書類<sup>(\*1)</sup>を閲覧することができます。例えば、類似の特許が既に他者から出願されていて、その出願に対して拒絶理由等が通知されている場合、これらの情報を新規に出願しようとしている案件のブラッシュアップに活用することができます。しかし、J-PlatPatで公開されているこれらの通知書類は、紙に印刷された文書と同様のレイアウトで出力されているため、ヘッダや不要な改行が付与されており、再利用するにはそれらを手で一つ一つ削除している人が少なくありません。

本改行削除ツールは、そのような不要な改行等を自動で削除することで、通知書類に書かれているテキストを再利用しやすくするためのツールです。

改行削除に加え、以下の部分も削除します。

- ・ページ番号
- ・「続葉有」から次ページまでの間のテキスト

## 2. 基本的な使い方

ツールを起動すると、以下の画面が表示されますので、画面左側のテキスト入力欄に改行等を除去したい通知書類のテキストを入力してください(図1)。入力が終わったら、画面左下の「実行」ボタンをクリックしてください。

**Japio改行削除ツール(日本国特許庁 通知書類用(\*))**  
 (※: 拒絶理由通知書、拒絶査定、補正の却下の通知)

テキスト入力欄:

ヘッダ情報を飛ばしてコンテンツへ  
 特許情報プラットフォーム

English  
 閉じる  
 印刷  
 経過情報照会  
 ヘルプ  
 拒絶理由通知書 (特許出願平05-147259) P. 1

拒絶理由通知書

特許出願の番号	平成 5年 特許願 第147259号
起案日	平成10年 7月14日
特許庁審査官	○○ ○○ ××× ×××
特許出願人代理人	●● ●● 殿
適用条文	第29条の2

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出されたい。

理 由

実行 クリア

処理結果:

図1 処理対象データの入力例

**ヒント:**改行を削除したい段落ごとにテキストをコピーするのは手間なので、J-PlatPatで表示される通知書類全体をCtl-A、Ctl-Cでコピーして入力欄に張り付け、書類全体を一度に処理した後、再利用したい段落ごとに適宜コピーして利用すると作業を効率化できます。

(\*1) 本ツールで処理できるのは、拒絶理由通知書の他、「拒絶査定」や「補正の却下の決定」。

### 3. 処理例

以下に示す処理例では、「引用先願の・・・構成であり」の次の行である「・・・続葉有」から、続葉の内容である「、同様の・・・」の前の空行までが削除され、「引用先願の・・・構成であり、同様の作用を奏するものと認められる。」が改行なしの一つのテキストとして整形されています。

テキスト入力欄：

理 由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願の日前の特許（実用新案登録）出願であって、その出願後に出願公告（特許掲載公報の発行又は実用新案掲載公報の発行）又は出願公開がされた下記の特許（実用新案登録）出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明（考案）と同一であり、しかも、この出願の発明者がその出願前の特許（実用新案登録）出願に係る上記の発明（考案）をした者と同じではなく、またこの出願の時において、その出願人が上記特許（実用新案登録）出願の出願人と同一でもないのに、特許法第29条の2の規定により、特許を受けることができない。

記           （引用文献等については引用文献等一覧参照）

- ・請求項       1
- ・引用文献等 1

備考

引用先願の「後受板 1 2 b」は、本願発明の「掃除部材」と同様の構成であり  
続葉有

部長	審査長	審査官	審査官補
	○○ ○○	○○ ○○	
	××× ×××	××× ×××	

P. 2

続 葉

、同様の作用を奏するものと認められる。

図2A 入力例

処理結果：

理 由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願の日前の特許（実用新案登録）出願であって、その出願後に出願公告（特許掲載公報の発行又は実用新案掲載公報の発行）又は出願公開がされた下記の特許（実用新案登録）出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明（考案）と同一であり、しかも、この出願の発明者がその出願前の特許（実用新案登録）出願に係る上記の発明（考案）をした者と同じではなく、またこの出願の時において、その出願人が上記特許（実用新案登録）出願の出願人と同一でもないので、特許法第29条の2の規定により、特許を受けることができない。

記                   (引用文献等については引用文献等一覧参照)

・請求項     1

引用文献等 1

備考

引用先願の「後受板12b」は、本願発明の「掃除部材」と同様の構成であり、同様の作用を奏するものと認められる。

引 用 文 献 等 一 覧

1. 実願平4-50677号出願（実開平06-011406号のCD-ROMを参照。）

この拒絶理由通知に関して不明な点がある場合、又は技術説明等のために面接を希望される場合は、[官本第3部生物資源](#)、[官本第4部](#)、[山田](#)、[昭海](#)

図2B 処理結果の例